

2 補償の内容

- お支払いの対象になるケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。疾病(病気)は一切お支払いの対象となりません。
- **事故が発生した日からその日を含めて180日以内**に入院、通院(90日を限度)、往診治療を受けた日数に対し下表のとおり保険金をお支払いします。ギプス固定期間に対する保険金のお支払いはございません。

年齢に関係なく一律	入院したとき (入院保険金)	1日につき 6,000円		<ul style="list-style-type: none"> ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した日数^{注2} ●外泊日は入院保険金の対象となりません
	通院したとき (通院保険金)	1日につき 2,000円		<ul style="list-style-type: none"> ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した日数で90日を限度^{注2} ●実際に治療を受けた日数
	往診を受けたとき (往診保険金)	1日につき 4,000円		<ul style="list-style-type: none"> ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の往診を受けた日数^{注2} ●医師が自宅に訪問し治療すること
ケガで <small>注1</small> 満年齢に応じ	死亡したとき (死亡保険金)	満80歳未満 2,000万円	満80歳以上 1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ●ケガをして、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。 ●同一の事故によりすでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡保険金の保険金額からすでにお支払いした金額を控除した残額となります。
	後遺障害が残ったとき (後遺障害保険金)	2,000万円 (第1級)) 16万円 (第14級)	1,000万円 (第1級)) 8万円 (第14級)	<ul style="list-style-type: none"> ●あんしん財団の等級表によります。 ●事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、その程度に応じ、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 ●事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する場合は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき障害の程度を認定し、等級区分に従い後遺障害保険金をお支払いします。 ●保険期間を通じ、第1級の保険金の額をもって限度とします。

(注1) 被保険者の満年齢は保険責任の開始日である保険期間の初日(増員の場合は増員日)の満年齢が適用されます。

(注2) 入院は平常の業務または生活ができず医師の指示に基づき入院した期間まで、通院および往診は平常の業務または生活に支障をきたした期間までがお支払いの対象です。

治療日の重複について

事 例	お支払いする保険金
1日に2回以上または1日に2ヵ所以上の医療機関で治療を受けた場合	1日分のお支払い
別々のケガで同じ日に治療を受けた場合	
同じ日に入院と通院もしくは入院と往診による治療を受けた場合	入院保険金のみのお支払い

対象医療機関について

保険金の種類	病 院	診 療 所	整骨院 (接骨院) [※]
入院保険金	○	○	×
通院保険金	○	○	○
往診保険金	○	○	×

※柔道整復師による施術に限ります。

- 保険金の請求および受取人は、保険契約者である法人もしくは個人事業主です。「会員証兼保険証券」または「会員証兼更新証」にてご確認ください。
- 保険金は会費の振替口座(法人事業所→法人名義口座、個人事業所→個人事業主名義口座)へお振込みいたします。お支払いの際は、ハガキにて通知いたします。
- **保険金請求期限について**
 保険金の請求には期限がございますので、お早めのご提出をお願いいたします。
 請求が遅れますと、審査に時間を要し、保険金のお支払いまで時間がかかることがあります。
 入院・通院・往診保険金の請求期限は、ケガをした日の翌日から起算して3年です。